

個人情報保護に関する要綱

有限会社ライフイン国見ノ里

(目的)

この要綱は、有限会社ライフイン国見ノ里が設置する認知症対応型共同生活介護事業所並びに短期入所生活介護事業所を利用する者の個人の情報を保護することを目的とする。

- 第1条 利用者から情報の提供を求めるときは、必要最小限とする。
- 第2条 利用者から提供された情報は、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- 第3条 利用者への介護サービス提供中に知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。
- 第4条 利用者への介護サービス提供中に知り得た個人の情報を、退職後に置いても、他に漏らしてはならない。
- 第5条 利用者の情報の漏洩によって利用者に損害が発生したときは、その責を負わなければならない。
- 第6条 利用者個人の情報について家族から問い合わせがある場合、家族であるか否かを慎重に確認しなければならない。
- 第7条 利用者個人の情報をファックス送信する場合、送信先のファックス番号を二、三度確認してから送信すること。
- 第8条 利用者が死亡した後で、その遺族から死亡した利用者に関する介護関係記録の開示を求められたときは、遺族の求めに応じて開示しなければならない。
- 第9条 従業員の研修のため利用者の介護諸記録を利用する場合は、本人の同意（別様式）を偉なければならない。
- 第10条 利用者個人の情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくものとする。
- 第11条 この要綱に定めのない事項は、その都度協議する。

附 則

この要綱は、平成18年7月21日から施行する。

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。